

下松市設計違算に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和4年9月29日

下松市長 國井益雄

下松市設計違算に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下松市が発注する建設工事及び測量・コンサルタント等業務委託（以下「建設工事等」という。）の競争入札（以下「入札」という。）による契約において設計違算が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「設計違算」とは、設計図書における単価の適用誤り、数量の誤り、費用の計上漏れ、文言の記述誤り等による設計金額の誤りをいう。

(開札前の対応)

第3条 市長は、入札公告または指名通知の後、開札前に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札の手続を中止する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札の手続を続行するものとする。

- (1) 当該入札に係る質疑回答の閲覧期間終了前であって、当該設計違算の内容が軽微であると認められる場合
- (2) 設計違算についての契約上の取扱いを質疑回答書の回答期限までに入札参加者に周知することにより、入札の透明性及び公平性が確保できると認められる場合

(契約締結前の対応)

第4条 市長は、開札後から契約締結前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札を無効とし、落札者の決定を取り消すものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の手続を続行するものとする。

- (1) 設計違算の内容が軽微であり、予定価格の変更がなく、落札者の決定に影響がないと認められる場合
- (2) 設計違算についての契約上の取扱いを入札参加者に通知することにより、入札の透明性及び公平性が確保できると認められる場合

(契約締結後の対応)

第5条 市長は、契約締結後に設計違算があったことが判明した場合は、

当該契約の相手方と協議し、契約を解除する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、設計違算についての契約上の取扱いを入札参加者に通知し、変更契約を締結するものとする。

(1) 設計違算の内容が軽微であり、落札者に影響が生じないと認められる場合

(2) 契約の解除が及ぼす影響、契約の履行状況等を考慮すると契約を解除し難いと認められる場合

(対応の報告)

第6条 設計を所管する課等の長は、設計違算が生じた場合は、下松市設計違算に関する協議依頼書（建設工事、測量・コンサルタント等業務委託）（別記様式）により技術監理課長に協議を依頼し、当該協議の結果を市長に報告するものとする。

(準用)

第7条 第4条から前条までの規定は、予定価格、最低制限価格及び調査基準価格の設定の誤りについて準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、設計違算の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、同日以後に判明した建設工事等の入札等に係る設計違算から適用する。